

# 白馬村地域づくり事業補助金について

## 1. 事業の目的

「地域づくり事業補助金」は、行政区が行う地域の活性化や安全な生活環境を形成する事業に対して補助金を交付し、住民の皆さんが地域の特色を活かした魅力ある社会を実現することを目的に制度化されたものです。

各地区の課題や将来像を踏まえた上で、実情に即した創意と工夫により、何を目的のために、どんな事業を実施するのか、検討や協議を重ねた上で事業内容を決定してください。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業の実施主体

各行政区が事業主体となりますので、原則として区長名で申請してください。

### (2) 事業として考えられる具体的な事例

事業種目	事業の例
地域活性化事業	①花木等植栽(花の里づくり推進委員との連携)
	②子ども育成会の活動や行事
	③環境美化の備品
	④お祭りの備品
	⑤世代間交流
	⑥公民館等補修
	⑦地区主催の敬老会
防犯灯設置事業	⑧防犯灯設置事業
害虫等駆除事業	⑨害虫等駆除事業

※ 補助上限額の範囲内で複数事業の選択も可能ですが、ゴミ集積場設置補助や防災資機材購入費補助等と他の補助事業と重複しないよう配慮ください。

### (3) 交付の条件

- ① 地域の活性化、景観形成及び安全な生活環境の形成の推進に係る事業であること。
- ② 地域を挙げて行い、コミュニティを形成し推進する事業であること。
- ③ 特定の人だけに事業効果が帰属しない事業であること。
- ④ 補助事業により取得した財産等は、責任を持って維持管理すること。

#### (4) 補助金の額

事業種目	補助率	補助金上限額
①地域活性化事業	補助対象経費の2/3以内	①と②の補助額合計が30万円を超える場合は、30万円を上限とする。
②防犯灯設置事業	LED灯＝補助対象経費の2/3以内 LED以外のその他防犯灯＝1/2以内 *いわゆる球替えは補助対象となりませんが、LEDに取り替える場合のみ球替えも補助の対象とします。	
③害虫等駆除事業	補助対象経費の1/2以内	10万円

※千円未満の端数は切り捨てとします

#### (5) 補助対象外経費

事業の目的を達成するために必要なソフト・ハード事業にかかる経費は補助対象となりますが、人件費、飲食費、送料は対象となりません。(インターネットで物品購入をされる際に、送料が請求に含まれていることが多数ありますので、ご注意ください)

#### (6) 事業の実施期間

当該年度の事業は、3月末日までに支払いが完了するように進めてください。

### 3. その他

補助金交付申請書の提出期限は設けませんので、地区内で十分検討のうえ活用してください。ただし、事業効果の面からなるべく早期に着手できるよう申請手続きを行ってください。

**事業実施後の補助金交付申請は対象外となります。必ず役場から交付決定が出てから着手(物品の購入・工事着手等)をしていただくよう、日程に余裕をもって交付申請を行ってください。**

事業実施後に交付申請書を提出いただいても、一切受付することができませんので、あらかじめご了承ください。

#### 【申請手続きの流れ】

- ① 区長 → 役場 補助金交付申請書提出
- ② 役場 → 区長 補助金交付決定通知
- ③ - 事業実施・代金等支払い -
- ④ 区長 → 役場 実績報告書提出(支払い完了後直ちに提出してください)
- ⑤ 役場 → 区長 補助金額の確定通知
- ⑥ 区長 → 役場 請求書提出(様式は別途お送りします)
- ⑦ 役場 → 区会計 補助金振込

白馬村役場 総務課 企画政策係

電話:0261-72-7002

FAX:0261-72-7001

E-mail:somu@vill.hakuba.lg.jp